

指令水第 757 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和 3 年 11 月 12 日に開催された臨時総代会の状況について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 12 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

(1) 決議の結果

- ① 貴組合は、令和 3 年 11 月 19 日付け 3 漁しまね第 73 号の報告の 1 の (1) の②で、第 1 号議案の反対は 104 人（書面議決 56 人、起立しなかった者 48 人）と報告しており、本人出席及び委任状出席の総代全員が反対したこととなっている。

令和 3 年 11 月 12 日に開催された臨時総代会においては、第 1 号議案を採決することに本人出席の総代が異議を唱えている中で採決を行ったことが、貴組合から提出のあった本臨時総代会の音声データから確認された。議長は、第 1 号議案に賛成の者は起立を求めたことに対し、起立した総代はいなかったことをもって、委任状も含め出席した総代の全員が反対であると判断している。

音声データからすると、出席した総代の多くは議事運営が不当だとして第 1 号議案の採決を拒否していることは明らかであり、これらの者を第 1 号議案に反対の者として加えていることは事実と反する。

第 1 号議案の賛否が明確なのは書面議決のみであり、賛否不明な本人出席及び委任状出席は、不明又は棄権と扱うべきと考えるが、議長の見解及び議長の見解に対する貴組合の見解いかん。

② 令和3年11月19日付け3漁しまね第73号の報告の1の(1)①及び②で報告のあった決議の結果について、貴組合の総代又は組合員に提供した事実はあるか。

提供の事実があれば総代又は組合員に誤った認識を与えることから、本人出席及び委任状出席は不明又は棄権とし、改めて結果を提供すべきと考えるが、貴組合の見解いかん。

(2) 決議の方法

① 貴組合は、令和3年11月19日付け3漁しまね第73号の報告の1の(2)の①で、第1号議案及び第2号議案を書面決議と起立により採決したと報告している。

起立採決については、貴組合より提出のあった本臨時総代会の録音テープによると、議長選出の直後、議長が採決の方法を出席総代に諮ることなく、議長の判断で起立による採決を決定した様子が伺える。

採決の方法は、貴組合の規約第16条において挙手、起立、投票のいずれかの方法によるとされているのみであり、そのいずれの方法を採るべきかは、出席した総代で審議することが適切である(下記③のとおり、岸会長も同様の趣旨の発言をされている。)

採決方法は、議事の決定に大きな影響を及ぼすものであり、議長が採決方法について総代に諮らずに決定したことは、適切な議事進行ではないと考えるが、議長の見解及び議長の見解に対する貴組合の見解いかん。

② 本臨時総代会における書面決議は、賛否を記入した書面に記名押印がなされる記名投票で行われた。本臨時総代会の議案は、人事案件であり、総代の自由な意思の表明と公正妥当な結果を得る方法(無記名投票)で実施することが適切であると考えるが、貴組合理事会において、記名による書面決議を行うことに至った経緯いかん。

③ 貴組合より提出のあった録音テープによると、本臨時総代会の議案の採決に当たり書面決議の開票に立会人を置かない理由として、『一般議案であり立会人に関する規定はなく、規定に定められてないことは、手続も含め、全ての総代で審議しなければならない』旨の説明が岸会長よりされている様子が伺える。

岸会長は立会人を不要であると説明するなど議事進行に関与している。事務局が定款・規約等を説明することはあり得ることであり、会長は、事務局の責任者である。しかし、同時に改選を請求された役員の人である。そのような立場にある会長が議事の進行に関与することは適正な会議運営上問題であると考え、議長の見解及び議長の見解に対する貴組合の見解いかん。

④ また、立会人は、総代会の議事が公正に行われるよう見届ける者であり、議事に関与するものではない。よって、立会人については、改めて総代に諮るという手続

を採らなくても、議長が適切な議事進行のために会場に出席している総代の意見を聞きつつ必要であるかを判断すればよいと考えるが、議長の見解及び議長の見解に対する貴組合の見解いかん。

⑤ 本臨時総代会の議長の選任は、会長への一任で行われた。本臨時総代会は、役員
の改選請求であり、会長は、改選を請求された役員の人であるが、そのような立
場にある会長に議長の選任を一任することは適切ではないと考えるが、貴組合の見
解いかん。

⑥ 本臨時総代会の議事録を速やかに提出すること。

なお、水産業協同組合法施行細則（平成 12 年島根県規則第 99 号）第 16 条で臨
時総代会が終了したときは、その日から 2 週間以内に、議事録及び臨時総代会に提
出した資料を知事に提出することとなっており、当該期限を超過していることか
ら、期限を超過している理由を示した上で提出されたい。

2 報告の期限

令和 3 年 12 月 17 日（金）

3 報告の方法

（1）書面（様式任意）